

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関連する対応方針

発行日：2020年4月24日

NITE 認定センター所長

平素より、弊センターの認定・登録業務に関する活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

4月22日に“新型コロナウイルス感染症関連支援策”として公表させていただきましたニュースリリースに関しまして、対応方針の詳細を説明させていただき、附属として「よくあるお問い合わせへの回答」を掲載いたします。

弊センターは現在、在宅勤務対応をしておりますので、本件に関して、ご不明の点は弊センターウェブサイト又はメールにてご連絡をお願い致します。

1 既認定事業者に対する現地審査の実施

1 a 審査の実施期限及び認定周期

IAJapan は、ISO/IEC 17011 7.9.3 項の要求事項に基づき、少なくとも2年に1回の現地審査（認定維持審査、再認定審査）を計画的に実施しています。また、4年認定周期の事業者の再認定審査については、2年に1回の現地審査スケジュールにより、再認定の前に現地審査が行われることとなっています。しかしながら、新型コロナウイルス対策における緊急事態宣言の発令及び各種自粛要請のため、現地審査が実施できないまま、計画された審査の実施期限を経過するおそれが出てきています。

こうした状況を踏まえ、認定事業者の地位を維持するための緊急的な措置として、令和2年11月30日までに審査の実施期限を迎える事業者については、事業者が希望する場合には¹⁾、“6ヶ月間の審査実施期限の延長”と“6ヶ月間の認定周期の延長”を行うことができるものとします。

なお、これはIAF ID3に準じた審査実施時期の延期及びISO/IEC 17011:2017に基づいて認定機関が定める認定周期を一時的に1周期が5年³⁾を越えない範囲で6ヶ月間延長する措置として実施します。

また、この措置は法律による制限がある場合は対象外²⁾とし、計量法及び産業標準化法に基づく業務（JCSS、JNLAの登録業務、MLAP認定業務）については別途スキームオーナーの指示に従うものとし（指示がない場合には、従前通りとなります）。

審査実施期限の延長、及び／又は、認定周期の延長を行った場合、以下の該当項目についても適切な処置を講じることとします。

- (該当する場合) 認定証に記載されている有効期限を6ヶ月延長して再発行する。
- IAJapan ウェブサイトで公表している情報(有効期限)を最新の情報に更新する。
- 延長後も審査の実施方法についての調整を行い、遠隔審査の実施の可能性などについて、継続的に検討を行う。

注記 1 : 希望しない場合には適用しません。

注記 2 : JCSS 登録更新、JNLA 登録更新、MLAP 登録更新については、法令に従った手続きを行います。

注記 3 : 認定周期が5年のASNITE-C (NMI) 及びASNITE-R (NMI) については、認定周期延長の対象外とします。

1 b ISO/IEC 17025:2017 への移行確認

1 a の措置実施のため、ISO/IEC 17025:2017 への移行確認が困難になった事業者については、移行確認の期限も1 a に連動して延長します。

なお、認定を取得していない登録事業者のISO/IEC 17025:2017 への移行確認については、変更届の提出を受けた記録等の文書確認作業の中で実施します。

2 新たに登録・認定取得を希望する事業者、登録・認定範囲の拡大を希望する事業者

2 a 新たに登録・認定取得を希望する事業者への対応

現時点では、現地審査を実施できず認定の決定の予定も立てられない状況であるため、事業者から新規の登録・認定取得の相談や申請があった場合には、申請を待ってもらうよう要請しています。また、既に申請を受理している事業者に対しても、同様に認定の決定の予定が立たない旨をお伝えしています。

2 b 登録・認定範囲の拡大を希望する事業者に対する対応

既存の登録事業者・認定事業者が、登録範囲又は認定範囲の拡大を希望している場合、新規の区分拡大か既存の認定区分の範囲拡大かを確認し、申請内容を既存の認定区分の範囲に限定

したものに変更するよう要請します（既に申請されている場合には、申請の訂正を要請します）。

その上で、現地審査の必要性については、技術的見地の判断による場合が多いと思われるので、技術専門家等の意見を参考にして、実施の可否を検討します。

3 遠隔審査の実施

各認定スキーム文書に規定する「審査に用いる技法」に遠隔審査を含めることとし、Skype for Business、携帯電話のグループ通話機能又は電子メールなどのコミュニケーションツールを利用した審査を組み合わせて審査を実施することとします。

遠隔審査は現地審査の代替として実施するため、通常現地で実施している関係者へのインタビュー、質問書や回答書の内容確認、記録の確認、立会試験（立会校正）をビデオ通話、画像、動画や記録ファイルの提供などの手段を用いて確認します。

一部の項目を事情により確認することができない場合においては、個別対応となります。

4 書面での登録証、認定証の発送

登録証（理事長印）や認定証（認定センター所長印）などの公印を付す書面については、NITE 担当の出勤が可能となった後に押印作業、書面送付作業を行うこととし、当面は、登録証や認定証の PDF（押印なし）を速報版（内容については書面と同じ）として、メールで送付します。また、これに併せてホームページの認定情報も更新します。書面での登録証、認定証がお手元に届くのにお待ちせしてしまいますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。